

## 大和都市管財国家賠償訴訟判決に関する会長談話

大阪地方裁判所は、平成19年6月6日、大和都市管財国賠訴訟事件について、国の責任を認める判決を下した。

上記事件は、近畿財務局が、大和都市管財について抵当証券業の更新登録拒否事由が存在すること、同社を延命させることは同社の詐欺的商法による被害を一層拡大することを知悉していたにもかかわらず平成9年12月21日同社の抵当証券業規制法に基づく更新登録を認めたことが、国賠法上違法であるとして、これによって生じた原告らの被害について国に賠償を求めたものである。

巨額詐欺事件の行政責任については、豊田商事事件の国賠訴訟があり、平成10年の大阪高裁判決は、公取委が独禁法・景表法を用いて規制しなかったことは不合理だが、その程度が「著しいとまではいえない」などと判断し、同判決はその後、上告棄却で確定していた。

これに対し、本判決は、抵当証券が一定のリスクを内包する商品だとして自己責任を原則としながらも、綿密な分析と丹念な事実認定を行い、近畿財務局長に「法令の許容する範囲内で、かつ、与えられた人的物的制約の下でその権限を適切に行使して調査し、それによって収集された資料等を基にこれを慎重に審査すべき職務上の注意義務が・・・具体的に生じていた」と認定し、大和都市管財に対する抵当証券業者の更新登録について「許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠き、国賠法1条1項の適用上違法となることを予見し、かつ、これを回避する可能性があったことは明らか」と判断した。

このように、本判決は、たとえ自己責任が問われる金融商品であっても、「一定の具体的事情のもとでは国の権限の不行使により被害を受けた者との関係において、その者の被った損害の全部又は一部を国又は公共団体において填補する責に任ずるのが、損害の公平な分担の理念に立脚する国賠法1条1項の趣旨に添う」ことを明言したものであり、まさに画期的判決と評価できるものである。

今後、被告国においては、本判決の重みを真摯に受け止め、消費者行政における規制権限を適正に行使するよう努めるとともに、早期に原告ら多数の被害者の救済をはかるよう強く望むものである。

2007年（平成19年）6月12日

大阪弁護士会

会長 山田 庸 男